

# 農業者のみなさまへ

## 肥料価格高騰対策のごあんない

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。

\* 肥料法（肥料の品質の確保等に関する法律）に基づく肥料が対象です。

前年度から増加した肥料費の7割を支援します。

（計算式は下記の通り）

$$\text{支援金} = \left[ \text{当年の肥料費} - \left( \frac{\text{当年の肥料費}}{\left[ \begin{array}{c} 1.4 \\ \text{統計データ} \\ \text{を基に決定} \end{array} \right]} \div \left[ \begin{array}{c} 0.9 \end{array} \right]} \right) \right] \times 0.7$$

\* 例：肥料費が10万円の場合  $(10万 - 10万 \div 1.4 \div 0.9) \times 0.7 = 14,444円$

- 対象者
- ① 販売農家であること
  - ② 化学肥料低減に向けた取組（以下、取組）に2つ以上取り組むこと  
\* 化学肥料低減計画書（様式2-2）で申告していただきます。  
\* 取組の記録と報告、記録の保管が必要です。
  - ✓ 5戸以上の農業者グループ（取組実施者）でまとめて申請することが必要です。

今回は 令和4年秋肥（令和4年6月～10月注文・購入分）です。

### 申請に必要なもの

- ① 肥料価格高騰対策事業参加申込書(様式2-1)  
\* 振込口座の記入又は通帳の写しの貼付が必要です。
- ② 化学肥料低減計画書（様式2-2）
- ③ 注文書（肥料の種類、注文日、購入数量、購入額が明記されているもの）  
\* 予約せず店頭で購入した肥料は注文書がなくても申請可です。
- ④ 領収書、または請求書（領収書がない場合は請求書でも可）
- ⑤ 肥料法による肥料であることの証明（購入店に相談してください）



申請期間 令和4年11月14日～12月13日

\* 取組実施者から愛知県肥料高騰対策推進協議会への申請書類提出の締切日

**取組実施者（5戸以上の農業者グループ）ごとに申請期間や手続きは異なります。** 詳細については、肥料を購入したJAや販売店などにご相談ください。

支援金の交付は令和5年2月以降を予定しております。

愛知県肥料高騰対策推進協議会